

受講生募集

勤労青少年ホーム前期教養講座&前期スポーツ教室

問い合わせ 勤労青少年ホーム ☎0135

勤労青少年ホームでは、前期教養講座とスポーツ教室の受講生を募集します。楽しい内容ですので、参加してみませんか。

とき 午後7時～9時

※日程は変更になる場合もあります

ところ 勤労青少年ホーム、勤労青少年体育センター

対象 市内に在住、または在勤の、30歳未満の人

※定員に満たない場合は、30歳以上の人の受講も受け付けます

受講料 無料(教材費は受講者負担)

申し込み 3月3日(月)から31日(月)までの午前9時から午後8時までに教材費を添えて勤労青少年ホームへ(土・日曜日、祝日を除く)



曜日	講座・教室名	とき	回数	定員	教材費	講師
月	バドミントン	4月21日～7月28日	13回	20人	300円	大島一克さん
	中国語	4月21日～7月28日	13回	15人	1,600円 (新規のみ)	白雪梅さん
火	ハワイアンキルト	4月22日～7月8日	6回	15人	新規4,500円 継続8,500円	阿部正江さん
	ピーズアクセサリー	5月20日～7月15日	5回	10人	5,000円	鈴木富子さん
	ヨガ初級	4月22日～6月3日	5回	20人	1,050円 (新規のみ)	高澤妙子さん
	バドミントン	4月22日～7月29日	13回	20人	500円	沼田バドミントンクラブ 志賀英一さん
水	英会話初級	4月23日～7月16日	13回	15人	無料	カンポー・ダーレンさん
	韓国語	4月23日～7月16日	13回	15人	2,310円	堀貴代さん
	フラワーアレンジメント	4月23日～7月23日	4回	10人	6,000円	石山誠一さん
	ゆかた着付け	6月25日～7月23日	5回	15人	無料	貝瀬久代さん
	フラダンス	4月23日～7月2日	6回	20人	無料	佐藤とし江さん
	テニス	4月23日～7月16日	13回	20人	1,000円	沼田テニス協会 東宮邦夫さん
	ヨガ中級	5月28日～7月23日	6回	20人	1,050円 (新規のみ)	高澤妙子さん
木	英会話中級	4月24日～7月17日	13回	15人	無料	マクナリー・ブレンダンさん
	書道	4月24日～7月17日	13回	15人	無料	戸丸香堂さん
	エアロビック トランポニック	4月10日～6月26日	12回	30人	無料	うすねニューススポーツクラブ 小野里順子さん
金	シルバーアクセサリー	4月25日～6月20日	8回	6人	2,800円	橋本明彦さん
	卓球	4月25日～7月18日	13回	30人	300円	沼田利根卓球協会 風間忠さん

学校の体育施設を開放します

問い合わせ 体育課体育係(市民体育館内) ☎9444、白沢町教育支所 ☎2291、利根町教育支所 ☎2111

市民の皆さんに広くスポーツの場を提供するため、小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。4月以降に学校の体育施設の使用を希望する団体は、以下の手続きを必ず行ってください。

登録

使用登録をしないと校庭の夜間照明を含め、学校の体育施設を使用することができません。年1回の利用でも必ず登録をしてください。

登録期間 3月3日(月)から31日(月)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

登録場所 体育課体育係(市民体育館内)、白沢町・利根町教育支所

持参する物 代表者の印鑑、本年度の使用登録書

その他 スポーツ少年団登録団体を除くスポーツクラブは、登録をする際に各小中学校や市民体育館、白沢町・利根町教育支所に設置のクラブ員名簿に会員名を記入し提出してください



説明会

登録手続きをした団体は、以下のいずれかで行われる説明会に必ず出席してください。説明会終了後、使用登録書をお渡しします。

とき 4月3日(木)午後7時

ところ 市民体育館2階小体育室、白沢公民館2階研修室、利根町振興局2階創作活動室



使用方法

登録した団体は、使用する前月の20日(休日の場合は翌日)から月末までの間に使用登録書と代表者の印鑑を持参し、各小中学校へ直接申し込みをしてください。

校庭とテニスコートの夜間照明を使用する場合は、同期間に使用登録書と代表者の印鑑、使用料を持参し、体育課体育係(市民体育館内)、白沢町・利根町教育支所へ直接申し込みをしてください。

※各施設とも年間予約や電話予約はできません

使用上の注意

- 定められた時間内での鍵と日誌の受領・返却
- 施設設備の安全確保
- 学校敷地内で喫煙や火気使用をしない
- 使用後の整理、清掃
- 施設整備の破損の届け出
- 施設使用後の施錠



問い合わせ 体育課体育係(市民体育館内) ☎9444へ

※途中加入の場合も終了日時は同じ

保険期間 4月1日(火)～来年3月31日(火)

◆指導監督者を置き、所属員が5人以上いる団体

◆保険の種類 活動内容により区別されます

◆対象 次の条件をどちらも満たす団体

この制度はスポーツ団体や社会教育関係団体に所属する人が、活動時や移動中の事故により、傷害を被った場合や賠償責任を負った場合、突然死亡した場合などに補償される制度です。

スポーツ安全保険のご案内